

介護保険制度について

関節リウマチは治療が長期にわたる疾患で、症状によって介護に大きな負担が生じます。そのような場合介護保険を受けることができます。

【介護保険の被保険者】

	65 歳以上の方（第 1 号被保険者）	40 歳～64 歳の方（第 2 号被保険者）
対象者	65 歳以上の方 	40 歳以上 65 歳未満の健保組合、全国健康保険協会、市町村国保などの医療保険加入者 
受給要件	・ 要介護状態 ・ 要支援状態	・ 要介護（要支援）状態が、老化に起因する疾病（特定疾病）による場合に限定

* 特定疾病とは

1. がん（末期）	9. 脊柱管狭窄症
2. 関節リウマチ	10. 早老期
3. 筋萎縮性側索硬化症	11. 多系統萎縮症
4. 後縦靱帯骨化症	12. 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症および糖尿病性網膜症
5. 骨折を伴う骨粗鬆症	13. 脳血管疾患
6. 初老期における認知症	14. 閉塞性動脈硬化症
7. 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症およびパーキンソン病	15. 慢性閉塞性肺疾患
8. 脊髄小脳変性症	16. 両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症

※40～64 歳：2 号被保険者に該当する

『関節リウマチ』は特定疾患に該当します。そのため、要介護と判定された場合、40 歳から介護保険サービスを受けることができます

これらの制度は本人やご家族から申請しないと利用できないものがほとんどです。詳しくは病院の医療相談窓口、お住いの市区町村窓口や地域包括支援センター、加入されている健康保険組合・協会などへ相談してみてください。
お問い合わせ、ご相談は当院の患者サポートセンターでも行っております。

（ 文責 患者サポートセンター ）

肺炎球菌ワクチンについて

肺炎球菌は、肺炎の原因として最も頻度の高い細菌の一つです。また、肺炎だけでなく髄膜炎、敗血症などの重い感染症を引き起こすこともあります。

肺炎球菌ワクチンの接種によって、感染リスクを減らすことができます。

2024年にプレベナー20®が発売、そして、2025年10月にキャップボックス®が発売されました。

65歳の方、60歳以上65歳未満の一定の基礎疾患を有する方を対象とした定期接種（公費助成）の肺炎球菌ワクチンは、これまでニューモバックス®でしたが、2026年4月から、プレベナー20®へ変更となりました。

ニューモバックス®は、免疫の効果が薄れやすいため5年ごとの再接種が必要でした。プレベナー20®は、免疫の効果が残る仕組みのため、1回の接種で長期間の予防効果が期待できます。

●肺炎球菌ワクチン未接種の方

- ・65歳の方、60歳以上65歳未満の一定の基礎疾患を有する場合は定期接種の対象でプレベナー20®を接種
- ・定期接種対象外の場合はプレベナー20®またはキャップボックス®を接種

●肺炎球菌ワクチン既接種の方

- ・接種から1年以上あけてプレベナー20®またはキャップボックス®を任意接種

●リウマチなどで治療中・治療予定の方

関節リウマチや膠原病などで、ステロイド、抗リウマチ薬（DMARDs）、生物学的製剤、JAK阻害薬などの免疫を抑える薬を使用している方は、感染症にかかりやすく、感染すると重症化しやすいといわれています。そのため、肺炎球菌ワクチンは重要な予防の一つなので、ワクチン接種することを検討してみてください。

（ 文責 薬剤師 大西 薫子 ）